

中国の企業制度改革に関する一考察(三)完

——国有資産の授権経営および国有企业の集團化における持株会社の動向

虞 建 新

はじめに

第一章 改革開放政策が実施されるまでの中国の経済体制の特徴

一 計画管理体制

二 国有企業の管理体制および国有資産の管理体制

第二章 国有資産授権経営の提起および国有持株会社の発展の背景

一 中国の経済体制改革に関する経済理論について

二 国有企業の管理体制改編の要請

三 国有資産の管理体制改編の要請

四 国有企業の企業集団発展の要請

(以上第一六六号)

第三章 国有資産授権経営

一 国有資産授権経営の提起

二　国有資産授權経営の概念およびその主な内容（以上第一六八号）

第四章　企業集団における国有持株会社

一　国有持株会社の種類、性質および法律適用

二　国有持株会社に関する主な内容

第五章　評価

一　国有資産授權経営がもたらした効果について

二　国有資産授權経営が残している問題について

終わりに

（以上本号）

第四章　企業集団における国有持株会社

本章では、国有持株会社（以下持株会社という）の種類、性質および法律適用についてふれたうえ、持株会社に関する主な内容を考察する。これまでに公布された持株会社の根柢となつていて法律、法規および行政通達ならびに学者の見解を紹介し、国有資産授權経営を試行中の持株会社の事例を取り上げながら検討を進める。

一 国有持株会社の種類、性質および法律適用

(一) 種類

本稿第三章第一節において述べたように、中国では持株会社は、国有企业集團の主体企業、業種総公司、行政主管部門または国有投資会社から国有資産授權經營によって、組織変更され登場したものである。持株会社はその事業活動の内容を基準にして分ければ、純粹持株会社「中国語：投資控股公司」と事業持株会社「中国語：經營控股公司」に分類することができよう。⁽¹⁾

中国の国有资产授權經營の試行の現状に即して見れば、業種総公司や行政主管部門から変更された持株会社、たとえば上海計器電氣持株会社は純粹持株会社に相当し、東風自動車公司、上海電氣公司は事業持株会社に相当する。

(二) 性質および法律適用

本稿第二章第四節において述べたように、一九九二年五月四日公布の「試行企業集團の登記管理に関する実施弁法(试行)」は、企業集團の主体企業は国有企业であることを明記している。⁽²⁾

「若干意見」は、企業集團の主体企業は「独自に經營し、独立採算制をとり、自ら損益を負担し、法により納税し、經濟責任を負い、かつ法人格を有する經濟実体である」(一項)と定めたうえ、「企業集團は政府の行政的職能を兼ね備えてはならない」と強調している(四項)。「申し入れ」は、「企業集團の主体企業およびその構成企業はそれぞれ法人格を有する」と定めている(一の(四))。一九九二年五月四日公布の「試行企業集團の登記管理に関する実施弁法(试行)」は、「主体企業は「企業法人登記管理条例」およびその施行細則にしたがつて必要な書類、証書を提出する

“と規定している(五条)。主体企業は、「企業法人登記管理条例」が適用される一形態として、それにしたがつて企業登記を行えば、「企業法人の登記主管部門の審査を経て、登記登録が許可された場合に、企業法人営業許可証を受領し、法人資格を取得する」(三条)。

実務においては、たとえば中国物産公司の設立認可書類には、中国物産公司は独自に經營し、独立採算制をとり、自ら損益を負担し、法人格を有する經濟実体であり、かつ国有企业である、と明記されている。⁽³⁾

ところで、持株会社は法人格を有する經濟実体であるとして、それは一般の企業法人であるかそれとも特殊の企業法人であるかをめぐつて見解が分かれている。この見解の相違により、持株会社に適用される法律が異なつてくる。現在では主として次のような見解が見られる。

(1) 一般企業法人

この見解は、持株会社は国有資産經營を目的とする一種の特殊機構ではあるが、その設立、運営および管理については“政企分離”および市場經濟發展の要請に応じて行わなければならないところから、持株会社を「会社法」上の会社として位置付ける。このような扱いは以下の理由により合理的であり中国の現状に適した選択であると主張される。⁽⁴⁾ ①持株会社は企業法人である以上、「会社法」を適用すべきであり、別途に特別法律を制定する必要がない。②持株会社を眞の会社として育成し、他の株式会社と同様に經營を行わせ、市場競争に参加させるべきである。③持株会社の特殊性は、特殊な商品である国有資産を經營することにあるのみであり、会社の組織および經營方式には何も特徴はない。

(2) 特殊企業法人

国有資産經營という事業目的、財産所有者としての権利行使から見れば、持株会社は、「会社法」にいう「国家授權

「投資機構」に相當する一種の特殊企業法人であつて、それが出資して設立した国有独資会社や生産・販売を営む通常の国有企业とは異なる、とする見解がある。この見解によれば、持株会社は「会社法」、「企業法」等の法律ではなくて、国有资产の經營管理に関する特別法である「国有资产法」(起草中)を適用すべきことになる⁽⁵⁾。

「国有资产法」(草案)は、⁽⁶⁾持株会社「原語：国有资产經營会社」は、国有资产管理機構に許可され、企業登記手続きを経て設立された特殊企業法人であり、国家授權投資機構として、授与された権限範囲内において国有资产の所有者としての権利を行使し、過半数の持分を保有する方式によって国有资产を經營し、その価値の保持・増殖に責任を負う⁽⁷⁾と規定しているのことである。

さらに、この草案の起草者は、持株会社の特殊性を以下のように指摘している。①法的根拠が違う。国有企业、株式会社等はそれぞれ「企業法」と「会社法」を根拠にして設立されるのに対し、持株会社は「国有资产法」により設立される。②果たす役割が違う。持株会社は政府と末端の国有企业との間におかれた「隔離層」の役割を果たしている。③設立条件が違う。持株会社の登録資本は、国が出資した持分と、自ら保有する構成企業の持分の総額に相当する。持株会社は国が投資した資本を限度に有限責任を負う⁽⁷⁾。

(3) 中間企業組織

この見解は、中国の現段階の事情を強調したうえ、持株会社は一般の企業法人でもなく、特殊の企業法人でもなく、両者の中間にある企業組織であると主張している⁽⁸⁾。中間企業組織の概念については詳細に述べられていない。この見解の根拠としては、以下の理由が示されている。①持株会社は「会社法」上の国有独資会社には含まれていなければ、資本構成から見れば、国有独資会社の一種である。持株会社を一般企業法人と見るならば、「会社法」が国有独資会社に関して特殊規定を設けた根拠がなくなる。②現在では、持株会社に適用される特別法はまだ起草中であ

るため、持株会社を特殊企業法人として扱う法的根拠はない。したがって、持株会社に「会社法」が適用されるべきではないが、現段階においてはその設立や機関運営に關して「会社法」を参考にせざるを得ない。⁽¹⁰⁾

上記三説のうち、一般企業法人説は市場経済発展における「会社法」の役割に着目して持株会社を「会社法」上の会社として位置付けている。これは望まれる姿ではある。しかし企業集団および国有資産授権経営は、「会社法」が施行される前からすでに始まつており、主体企業である持株会社は国有企业として扱われてきた。したがって、そのような持株会社につき、国有独資会社への組織変更を経ないで、そのままで「会社法」を適用するという見解には賛同できない。

特殊企業法人説と中間企業組織説は、持株会社を特殊企業法人として扱い、「国有資産法」を適用すべきであるとする点について見解が一致しているが、当面持株会社を特殊企業法人として扱う法的根拠がないことを理由に、「会社法」を参考にしようとする点で、中間企業組織説は特殊企業法人説と異なつていて、しかし、この二説はいずれも持株会社の特殊性を強調しきていて、多くの持株会社は今なお国有企业という性質をもつていてこと、および企業制度改革において「会社法」がもつ意義を重視すべきであると考えるがゆえに、この二説には賛同できない。

持株会社の性質および法律適用について考察する際には、企業集団の現状を踏まえるべきであり、企業制度改革の方針を示す「会社法」の役割を十分に重視すべきである。

一九八七年公布の「若干意見」をきっかけに国有企业集団が発展してきた。その後、「申し入れ」や「実施弁法」が公布され、国有資産授権経営を通じて、持株会社が増えてきた。「会社法」が施行された後も多くの持株会社は国有企业へ変更されておらず、依然として国有企业として扱われてきている。

したがつて、これらの持株会社は「会社法」上の会社へ組織変更されない限り、国有企业であり続けるであろう。

上記の一般企業法人説のように「会社法」が当然に適用されると解釈することは困難である。もつとも法律適用について考えれば、これらの持株会社には上記の「実施弁法」のほかに、その後一九九四年三月一一日に公布された「国有資産価値保持・増殖に関する評価・認定試行弁法」(以下「評価・認定試行弁法」と称す)、および一九九四年七月二十四日に公布された「国有企業財産監督管理条例」(以下「監督管理条例」と称す)が適用されることとなる点が重要である。「監督管理条例」は、国有独資会社および国有金融企業に適用されると規定しており(四六条)、「評価・認定試行弁法」は、国有独資会社を含む各業種の国有企业に適用されると規定している(一六条)。したがって、これらは国有独資会社のみならず、国有企业ないし国有金融企業一般にも適用される。

「会社法」は現代企業制度を確立し、企業制度改革を推進する上で重要な法律である。したがって、「会社法」上の会社として設立されあるいは組織変更されたわけではない一般的の国有企业としての持株会社であっても、少なくとも会社の機関設置や株主の権利行使についてはできる限り「会社法」を参考にすべきであろう。「会社法」を参考にすべき理由は、持株会社に適用すべき特別法がないことに求めるのではなく、「会社法」が企業制度改革の方向を示している点に求めるべきである。なお、条件が整っている持株会社は会社に組織変更するのが望ましい。その際、国の単独出資を前提とする限り、持株会社は「会社法」による国有独資会社へ組織変更されることになる。

実際にも、現在行われている一〇〇社試行企業のうち、その多くは株式会社や有限会社ではなくて国有独資会社に組織変更されており、かつ国有資産管理部門から末端の国有企业の国有資産の持分を授権されて、持株会社になっている。

二 国有持株会社に関する主な内容

以下では、これまで公布された一連の条例や行政通達を根拠に、持株会社の実例を上げながら、持株会社の主な内容を検討する。主として持株会社の機関設置とその運営、資本金および国有資産授權経営の資産範囲、財務会計、持株会社と行政部門および構成企業との関係にしぼって見ていくこととする。

(一) 機関設置

持株会社が現代企業制度の“合理的な管理体制”という要請に応じていかに合理的かつ効率的な機関を設置できるか、および持株会社の特徴にあわせて、国有資産管理部門はいかに持株会社の経営機関の権限濫用を防止できるかが重要な課題とされている。

「若干意見」と「申し入れ」は、機関設置に関して原則的な規定しか置いていない。「若干意見」は、「主体企業は、場合に応じて董事会の指導の下における総經理責任制、総經理責任制、または他の指導体制をとつてよい。制度のいかんを問わず、いずれも民主的な管理監督機構を設置しなければならない」と規定している(一項)。他方、「申し入れ」は、「試行企業集団の管理体制は、重大問題について集団で討議をし、総經理または董事長が会社の日常経営管理に対し責任を負う」という原則に基づいて行われる。董事会、監査役会および管理委員会といった具体的な管理制度に関しては、「場合に応じて決めてよい」と定めている(六項)。これらにより、持株会社は主に以下の三つのいずれかを選択してきた。
①董事会の指導の下における総經理責任制、
②総經理責任制、
③またはその他の管理体制の設置である。

持株会社は巨額の国有资产を経営しており責任が重大であるため、会社の經營管理の意思決定に關し、總經理が一人で決定するよりも、董事會による集團の決定体制を取つたほうがよいとの見解もある。⁽¹²⁾

なお、「会社法」によれば、国の単独出資による国有独資会社の場合には、株主總会は設置されず、董事會が設置される。董事會は國家投資授權機構または部門の授權により、株式会社であれば、株主總会に屬したであろう權限の一部を行使する。ただし会社の合併、分割、解散、資本の増加および減少、社債の発行については、國家投資授權機構または部門がそれらを決定しなければならない(六六六条)。監査役会の設置について明記されていないが、國家投資授權機構または部門は会社の国有资产に対し監督管理を行う(六七条)。

このように、一般の有限会社に比較すれば、国有独資会社の機関は次のような特徴を現している。(1)株主總会が設置されず、会社の最終的な意思決定権は会社の外部にある國家投資授權機構または部門が行使する。(2)董事會は、会社の經營管理権と、および株式会社においては、株主總会に屬する一部の意思決定権行使する。⁽¹³⁾

会社外部にある出資者が最終的な意思決定権行使することは、国有独資会社の機関設置に見られる最大の特徴である。この特徴は、国の単独出資に由来していると考えられる。

実務では、持株会社の機関設置は上記の「申し入れ」などに基づき「会社法」を参考にしながら、各々の企業集團の事情に合わせて模索されている。董事會の指導の下における總經理責任制が最も一般的であるといえよう。たとえば、前述のように中国物産公司と上海電氣公司はいずれもこのような管理体制をとっている。国有独資会社ではない持株会社も「会社法」を参考にすべきであるとの私見からすれば、このような董事會を重視する傾向は一層強化されるのが望ましい。

董事會の指導の下における總經理責任制のもとで、さらに監査役会を設置するかをめぐっては見解が分かれてい

る。第一の見解は、持株会社には董事会と監査役会が設置され、董事会が総経理を任命するという。これによつて、董事会、総経理および監査役会が相互に牽制しあうことになる。第二の見解は、持株会社は国の単独出資により設立されるため、その機関設置についても「会社法」上の国有独資会社に関する規定を参考にして、監査役会を設置しなくてもよいという。⁽¹⁴⁾

「会社法」を参考にすれば、監査役会を設置しなくともよいが、持株会社は巨額の国有資産を経営しているし、董事会の業務執行権限が大きいため、董事会の権限濫用から国有資産の所有者としての権利を保護する見地から、第一の見解を支持すると考える。

1 董事会

持株会社には出資者による意思決定機関が設置されないという特徴から、権限行使する際には会社の出資者としての権利を行使する国有資産管理部門から直接に制限を受ける。

実務上は、董事会の権限、董事会の会議の開催と決議方法および董事会の構成員の人事任命については、場合により異なる。上海電気公司の董事会の運営は次の通りである。⁽¹⁵⁾

董事会は以下の権限行使する。①会社の中長期の発展計画を審議決定する。②国有資産の収益の投資方向を決定する。③国有資産の処置案を審議決定する。④持株会社の経営方針を決定する。⑤国内外における電力設備の投注を決定する。⑥副総経理以下の経営者を任命決定し、構成企業の経営者を任命決定する。⑦重大な商業活動を決定する。

董事長は会社の法定代表者として次ののような権限行使する。①董事会を招集主宰する。②董事会決議の実施状況を監督し、董事会にその結果を報告する。③総経理が提出した発展計画を審議し、それを董事会へ提出する。④

対外的な会社の代表、重要な業務の処理、書類の署名、法定代表者としての権限を行使する。

董事会の会議は年度に一回開催される。緊急の事情があつた場合には、特別会議が開かれる。董事および董事長は、国有资产授權經營の授權方である上海市国有资产监督管理委员会が決定・任命する。もつとも董事および董事長に関する人事任命権は、持株会社と国有资产管理部门との関係をめぐる最も重要な点の一つである。

2 総経理

持株会社がどのような管理体制をとるかによって、持株会社における総経理の地位が変わつてくる。総経理責任制がとられた場合には、総経理が、対外的に持株会社を代表するとともに、国有资产管理部门に対し持株会社の經營について責任を負う。一方、董事会の指導の下における総経理責任制の場合には、総経理は董事会に対し責任をもつて会社の日常經營管理に当たる。

総経理の人事任命については、総経理責任制の場合には、総経理が国有资产管理部门により任命される。董事会の指導の下における総経理責任制の場合にも、総経理と董事会との関係は委任関係ではないため、総経理は国有资产管理部门によって任命される。この場合、董事会は単に総経理の候補を決め、国有资产管理部门へ推薦する権限のみを有する。

董事会の指導の下における総経理責任制がとられた場合に、総経理はおよそ以下の職權を行使する。
①董事会の決議を実施し、その実施結果を報告する。
②持株会社の日常管理に責任をもつ。
③持株会社の発展計画をはじめ、年度生産經營計画および年度財務予算案、決算案および利潤配分案を作成したうえ、董事会に提出する。
④副總經理などの候補を決め、持株会社の管理職の幹部を任命し、従業員の賞罰、昇進、昇給、招聘および解雇などを決定する。
⑤董事会から授權されたその他の権限を行使する。

3 経営機関の人事任命について

中国では共産党が政権の座についている。経済体制改革や対外開放など一連の改革措置はいずれも共産党の指導のもとに講じられてきた。現行政治体制のもとでは共産党组织が政府の行政機関をはじめ、大型国有企业の経営者の人事任命決定権を持つている。したがって、持株会社の機関設置や董事長等の人事任命を考察する際には、共産党组织の人事決定の仕組みを見ておく必要がある。

中国では一九五六年に社会主義計画経済体制が確立された。それにともなって、行政機関をはじめ、研究機構、国有企業等が社会組織を構築する単位⁽¹⁶⁾となり、しかもこれらは行政機関の階層的組織に格付けに沿って編成される⁽¹⁷⁾。一つの単位は傘下の単位を統制しまた一つ上の単位の統制を受ける。各単位の人事は上の単位の共産党的組織部門が任命することになっている。国有企业は大臣級、局級、処級、科級といった具合に格付けされ、国有企业の工場長などの経営者の人事任命は、一つ上の単位の共産党的組織部門が決定する。

持株会社の董事長や総經理の人事任命については、前述のように、国有資産管理部門がそれを決定することになっている。実際には候補者として推薦された者に対し、幹部管理を担当する共産党的組織部門が政治的、道徳的、そして経営能力といった基準に基づいて考課を加え、人事を内定してから、国有資産管理部門が任命する。たとえば上海市では持株会社の董事長、董事および総經理の任命に関して、上海市国有資産管理委員会が候補を決めた後、共産党的上海市委員会の組織部がその候補を考課したうえ、決定する。上海市国有資産管理委員会が正式に任命する。⁽¹⁸⁾

4 監査役会

監査役会の設置については、企業集団の試行に関する規定や通達は、「民主的な管理および監督機構を設置しな

ければならない」程度の規定しか置いていない（「若干意見」一一条）。

実務では持株会社には監査役会が設置されるのが通常であり、しかもその構成員は国有資産管理部門により任命される。

上海電気公司の場合、監査役会は上海市国有資産管理委員会に任命された行政部門の役員、会計士などから構成されている。監査役会は董事会に対し監督を行い、主として次のような職権を行使する。
①董事会の會議に列席し、その決議が国家の政策および法令に一致しているか否かを監督する。
②重大な問題を発見した場合に、董事会に対して改めて審議することを要求する。
③企業集団の財務状況および国有資産の価値の保持・増殖の状況を調査する。
④上海市国有資産管理委員会に対して監査の報告を行う。⁽¹³⁾

ところで「監督管理条例」は国有企业の法人財産権を認めている。その詳細について後に述べることにするが、それによつて、持株会社は法により国家から経営管理を委ねられた財産を独自に支配できるようになつた。したがつて、持株会社においていかに国有資産の所有者としての権利を保護し、経営者の権利濫用を防止するかが、重要な課題となつてきた。そこで「監督管理条例」は、国有企业の法人財産権を容認するとともに、監督機構により外部から国有企业へ監査役を派遣するという形をとつて、国有企业に対する監督管理を強化している（二条、九条）。

「監督管理条例」によれば、中央と地方にそれぞれ監督機構が設置される。中央では国务院の授権により関係行政部門および機構が監督を実施する。地方では国务院の授権により地方政府がそれを決定することができる（七条）。しかし、政府の授権により設置された監督機構が国有資産管理部門と一致するか否かが問題になつてきた。上記の「関係行政部门および機構が監督を実施する」という文言からは、監督機構は行政部門のみにより構成された国有资产管理部门とは必ずしも一致しない。したがつて、持株会社の監査役会の構成員は、一体授権方の国有资产管理部门

理部門によつて任命されるのか、それとも別に設置される監督機構によつて任命されるかが問題となる。
持株会社の監査役会の設置や権限にも関連するので、以下では「監督管理条例」に基づいて、監査役会について述べる。

(1) 監督機構の権限

監督機構は国有企業や企業集団に対し、国有資産の価値の保持・増殖の状況を監督し、法によりその他の部門とともに工場長や経理を決定・任命し、そして国有企业へ監査役会を派遣するなどの権限を行使する(一二七条)。

監査役会は、監督機構が必要に応じて対象企業の国有資産の価値の保持・増殖状況を監督するために派遣した組織である(一七一条)。『必要に応じて』という文言から、監査役会は必ず設置でなければならない機関ではないと考えられる。

(2) 監査役会の構成

監査役会の構成員は、監督機構により以下の人員から選任される(一八一条)。(1)監督機構の代表。(2)財政部、国家経済貿易委員会、国有資産管理局等行政部門および銀行が派遣した代表。(3)監督機構が招聘した経済、金融、法律、技術および経営管理の専門家。(4)対象企業の経営責任者および従業員代表。(5)監督機構が招聘したその他の人員である。なお各省(市)自治区の政府は、上記の条文を参考にして監査役会の構成員を決めている。

監査役会は五人～十五人の奇数の人数から構成される。監督機構や行政部門から派遣された人数は全員の三分の一を超えてはならない。監査役会の主任は、政府または監督機構が監査役会の構成員から選任する。監査役会の任期は三年とし、連任してよいが、二期を超えてはならない(一九一条)。

(3) 監査役会と監査役の権限および責任

監査役会は、主として以下のようないくつかの権限を行使する(一一条)。①企業の財務報告書を会計審査し、企業の経営状況および国有資産の価値の保持・増殖の状況を監査する。②必要に応じて財務帳簿を閲覧し、関係者に質問する。③工場長(経理)の経営実績を評価したうえ、監督機構に対し、工場長(経理)の任命・解任について提案し、または工場長(経理)に対する賞罰を提案する。④工場長(経理)の要求に応じて助言をする。

監査役会または監査役が以下の行為の一をなした場合には、監督機構がそれを是正することを命じ、厳重な結果をもたらした場合には、法により監査役会を改組したり、構成員の招聘を解除したりする。具体的には、①監査役会または監査役の職責を履行しなかつた場合。②監査役会または監査役の職責を超えて、企業の経営自主権を侵害し、企業の法的権利および利益を犯した場合。③企業の営業秘密を漏らし、または職権を利用して私利を図った場合。④いかなる形であれ企業から報酬を受け、財貨を受け取った場合がある。

監査役は兼職の者のみである。監査役会が職責を履行するために必要な費用は、監査役会を派遣する監督機構が負担する(一二五条)。

(二) 持株会社の資本金および国有資産授權経営の資産範囲

持株会社の資本金および授權経営の国有資産の範囲は国有企業の法的地位および権利、資本金構成および財務会計などに関連している。ここでは、まず国有企業の法的地位、利潤分配および資本金構成に関する近年の動きにふれておきたい。

法人の概念について、「民法通則」は、「法人は民事権利能力および民事行為能力を有し、法により独立して民事権利を有し義務を負う組織とする」と定める(三六条)。国有企業は法人格を有する(「民法通則」四一条、「企業法」二

論
条三項)。しかし、国有企业は法人財産権を認められず、単に国から経営管理を委ねられた財産を占有・使用し、法により处分する権利を有し、その財産を限度に責任を負うのみにとどまっている(「民法通則」八二一条、「企業法」一条二項、三項)。このように、法人格を有する企業が法人財産権を有しないことは中国の現行法規定の現状であり、それ自体は論理的に矛盾している。⁽²⁰⁾

「監督管理条例」は、市場経済の発展に応じて国有企业に法人財産権を認めた。すなわち、国有企业は法人財産権を有し、法により国家から経営管理を委ねられた財産に対し、独自支配をする。政府および監督機構は直接には企業の法人財産を支配してはならない」と規定している(二七条)。責任様態については、『国家は企業に投入した資本額を限度に企業財産に対し責任を負い、企業は法人財産の全部により独自に民事責任を負う』と規定している(二九条)。

企業改革が行われて以来、国有企业の利潤分配は大きく変わってきた。一九七八年以来、所有権と経営権との分離を前提に、『利改税』⁽²¹⁾が二回に分けて実施された。その後、主として経営請負責任制に見られる所得税と調節税を含む上納利潤方式⁽²²⁾が実施された。また一部の企業において、『税利分流』⁽²³⁾が試行されている。

経営請負責任制のもとでは国有企业の財務会計は資金区分記帳制度を試行している。すなわち国の資金と企業資金とに区分し、それぞれ記帳する。また請負前および請負期間における国の資金と企業資金の計上方式についても詳細な規定がおかれている(『経営請負責任制暫定試行条例』三四条)。

一方、企業会計制度の改革が八〇年代に入つて行われ始めた。中国会計学会が、八〇年代の初めに成立され、一九八七年に、『中国会計準則および会計基本理論研究グループ』を設置した。国際的な会計原則とリンクさせるために、企業会計準則および企業財務通則の制定作業が財政部の指導のもとに行われた。十年間近くの歳月を経て、「企

「業会計準則」および「企業財務通則」が制定され、一九九一年一月三〇日に財政部の行政通達として正式に公布され、一九九三年七月一日より施行された。

「企業会計準則」および「企業財務通則」はいずれも中国の国内企業のすべてに適用される(いずれも二条)。国有企业の財務報告書には貸借対照表、損益計算書、財政状態変動表(資金繰り表)、関連の附属明細表および財務状況説明書が含まれる(「企業財務通則」四一条)。

中国では、国有資産管理体制の確立に合わせ、企業が実際に占有・使用している資産、とりわけ国有財産の実態を把握するために、一九九〇年から「資産調査および持分確定」いわゆる「清産核資」が国务院の指導のもとで始められた。²⁴⁾財政部の指導のもとに各年度調査方針が定められ、調査作業が進められてきている。

新たな企業会計制度が導入された後、一九九四年以後の調査作業は、企業が実際に占有・使用している資産を調査したうえ、国家持分の金額の確定を念頭において進められてきた。さらに資産の帳面上の価値と実際の価値とに大きな差額が生じた場合には、その資産とくに固定資産に対し価値の再評価を行う。²⁵⁾

ところで「実施弁法」では、持株会社においてその資本金がどのように構成され、国有資産の価値の保持・増殖についての責任がどこまで及ぶのかについて明記されていないが、学者によつて次のような見解が示されている。

1 持株会社の資本金

持株会社の登録資本金は、国有資産授權經營が行われた際に持株会社が実際に占有・使用していた国有資産の純資産額、および企業集団の他の構成企業が実際に占有・使用していた国有資産の純資産額の総額である。²⁶⁾もしここの純資産額が持株会社または構成企業の貸借対照表において資産から負債を引いた所有者持分のことであれば、この見解は適当であると思われる。

しかし、持株会社が構成企業へ投入した資本金を持株会社の持分として計上されるか、それとも国家の持分として計上されるかをめぐつて、見解が次のように分かれている。

①持株会社が構成企業へ投入した資本金には、国有資産のほか、金融機関からの借入金も含まれているので、構成企業へ投入した資本金は持株会社の持分とみなすべきである。⁽⁴⁴⁾ この見解にかかわって、国有資産授権経営が行われた後、持株会社の連結財務諸表が作成される際には、構成企業の国家持分を持株会社の持分として計上すべきであるとの見解も見られる。⁽⁴⁵⁾

②現在、持株会社の資本金に関する政府の方針がまだ明らかではなく、しかも現在の持株会社の資本金は、実際には構成企業における国家資産の総額に相当するものである。したがつて、当面では、持株会社が構成企業へ投入した資本金を国家持分として計上したほうが適当である、との見解がある。⁽⁴⁶⁾

企業会計上の合理性および持株会社の運営の便宜から考えれば、上記の①説を支持すべきであろう。

2 国有資産授権経営の国有資産の範囲

株式会社が自ら株式を保有してはならないのと同様に、持株会社もまた自社の持分を保有できない。持株会社の資本金は国有資産管理部門が保有する国家の持分である。⁽⁴⁷⁾

持株会社は法人財産権を有し、資産売却等の再構築を行い、それが占有・使用している国有資産⁽³¹⁾すべて(授与された他の構成企業の持分を含む)につきその価値の保持・増殖に責任を負う。

(三)企業集団の財務会計について

国有資産授権経営後、持株会社は、構成企業の国家持分を所有していることを財務諸表に反映させるために、構

成企業が占有・使用していた国有資産を、持株会社の資本金に組み入れる。すなわち持株会社の貸借対照表の資産の部にそれに相当する金額を長期投資として計上する。とともに国が保有していた構成企業の持分を、持株会社の資本金として計上する。国有資産授權経営前後の持株会社における資本金および資産の変化は、以下の図1および

政府	C企業貸借対照表	B企業貸借対照表	A企業貸借対照表
	資産 4000万 負債 2000万 資本 2000万	資産 4000万 負債 2000万 資本 2000万	資産 2000万 負債 2000万 資本 4000万
	2000万	2000万 6000万 国有資本 2000万	2000万
	4000万	4000万	6000万

図1 授権経営前の企業財産権構造図

政府	親会社 A	B企業貸借対照表	A企業貸借対照表
	子会社 B 子会社 C 企業集団	資産 4000万 負債 2000万 資本 2000万	資産 2000万 負債 2000万 資本 8000万
		法人資本 2000万	長期投資 4000万
		資産 4000万 負債 2000万 資本 2000万	資産 10000万 資本 8000万
		法人資本 2000万	資本 2000万

図2 授権経営後の企業間の財産所有関係構造図

出典：いずれも胡静林主編『国有企業改革に関する理論および途方』（経済科学出版社 1995年8月）208頁。

論説
図2が示す通りである。⁽³³⁾

ほかに、持株会社は財務会計上、次の作業をしなければならない。⁽³⁴⁾

①持株会社は企業集団において各構成企業の財務会計制度を統一する。企業集団の構成企業は多様でありうるのであって、国有企业、集団所有制企業もあれば、株式会社などに組織変更された会社、外国投資者と提携して設立された外国投資会社もある。こういった構成企業に対して、「企業会計準則」、「企業財務通則」、「連結財務諸表に関する暫定規定」(財政部財会字一九九五・一一号)に従って、企業集団としての統一した会計財務制度を作ることは、重要な課題である。

②主体企業は持株会社になった後、企業集団を一つの会計主体として、企業集団の経営業績、財務状況などを反映するために貸借対照表等の連結財務諸表を作成しなければならない。連結財務諸表の作成は、財政部が公布した通達「連結財務諸表に関する暫定規定」(財政部財会字一九九五・一一号)に従って行われる。

(四)持株会社と行政部門との関係について

“三層構想”では、政府の社会・経済の管理職能と国有資産の管理職能が分離された後、持株会社と政府との関係が二分され、持株会社と国有資産管理部門との関係、および持株会社と政府の社会・経済の管理職能を果たす諸部門との関係に変わる。⁽³⁵⁾

政府の社会・経済の管理職能を果たす諸部門との関係に関しては、持株会社は国有経済における一種の特殊企業法人として、主として次のような義務を果たす。①政府のマクロ的な指導を受ける。②業種管理ルールを守る。③政府の指令性計画を達成する。④納税義務を果たす。⑤公平競争を行い、不法独占を行わない。⑥主管部門等の行

政部門の管理監督を受ける。

一方、国有資産管理部門との関係に関しては、持株会社は授権範囲の国有資産を経営し、その価値の保持・増殖に責任を負う。国有資産授権経営に関する双方の基本的な権限および責任は「実施弁法」に定められるが、双方の詳細な権利と義務は協議のうえ、個別的に結ばれる契約によって決められる。

前述のように、持株会社は一定範囲の資産処分権を有する。一方、国有資産管理部門は、持株会社の人事権をはじめ、監査役会の派遣および国有資産経営の成績を評価・認定して持株会社に影響を及ぼす。

人事権や監査役会の派遣については本節(一)において述べたが、以下では、「評価・認定試行弁法」に基づいて、国有資産の価値の保持・増殖に関する評価・認定の方法についてふれておきたい。

一九九四年三月一日に、国家国有資産管理局、財政部および労働部が連合して「監督管理条例」に基づいて「評価・認定試行弁法」を公布し、一九九五年一月一日より実施した。この「評価・認定試行弁法」は資本金利潤率を中心とし、国有資産の価値の保持・増殖を評価・認定している。その主な内容は次のとおりである。

(1) 国有資産の概念

この「評価・認定試行弁法」にいう国有資産とは、国家がいかなる方法であれ国有企业に投入した資本金およびこれにより形成された、または法に基づいて得た国家の所有者持分である。詳しくは資本金、資本公積金、利益公積金ならびに未処分利潤等を含む(二条)。この概念は「企業会計準則」第三八条の所有者持分の概念にはほぼ一致している。

国有資産の価値保持とは対象企業の評価・認定期末の国家の所有者持分が初期のそれに等しいことをいう(三条)。国有資産の価値増殖とは対象企業の評価・認定期末の国家の所有者持分が初期のそれより大きいことをいう(四条)。

(2) 評価・認定の基準

国有資産価値の保持・増殖の評価・認定は、評価・認定の期間中の企業財務報告における所有者持分の価値に基づいて行われ、貨幣時間価値⁽⁵⁷⁾および物価変動による要素は考慮されない（五条）。国有資産の価値の保持・増殖の指標は次の式で示されている（六条）。

国有資産価値保持・増殖率＝（期末国家の所有者持分÷初期国家の所有者持分）×100%
 この率が100%となる場合には、国有資産の価値保持になるが、100%より大きい場合には、国有資産の価値増殖になる。

なお国有資産管理部門は評価・認定の際に企業の国有資産の価値の保持・増殖を的確に評価・認定するために、次のような国有資産の経営成績を反映する指標を参考にする（七条）。

$$\text{①純資産收益率} = (\text{税引後利益} \div \text{所有者持分}) \times 100\%$$

$$\text{②総資産収益率} = (\text{税引後利益} \div \text{資産総額}) \times 100\%$$

$$\text{③コスト費用利潤率} = (\text{利益総額} \div \text{コスト費用総額}) \times 100\%$$

国有資産経営の目標指標の評価・認定は（会計）年度を期間とする（八条）。

(3) 国有資産の価値保持・増殖指標の確定方法

まず対象企業が、評価・認定年度が開始されてから二ヶ月以内に、監督機構および国有資産管理部門へ指標の目標値達成の実施案、および国有資産経営指標の目標値に関する申請案を提出する。監督機構がその申請案等を審査し、一ヶ月以内に同級の国有資産管理部門の審査・確定にそれを提出する（一〇条）。

最後に国有資産の価値の保持・増殖の指標は、国有資産管理部門がそれを審査・確定したうえ、財政部門と共同

で対象企業へ下す(九条)。

(4) 実施後の総括

評価・認定年度が終了した後、対象企業が総括して、監督機構と国有資産管理部門へ財務諸表を添付して実施報告書を提出する。監督機構は提出された報告書に対し意見を述べた後、同級の国有資産管理部門と財政部門の審査・決定にそれを提出する(一一条)。

国有資産管理部門は、企業の国有資産経営に対し、検査・監督を行わなければならず、必要に応じて会計事務所等機構に委託して企業の国有資産の価値の保持・増殖の指標値およびその実施案の進行状況に対し、抜き取り検査を行わせる(一四条)。

国有資産の価値の保持・増殖を評価・認定した結果は、企業の経営者の経営成績を評価する基準となる。その経営成績は経営者の個人の収入と連動して経営者に対する賞罰の根拠となる(一五条)。

(五) 持株会社と他の構成企業との関係について

国有資産授権経営が行われた後、持株会社と構成企業間では確かに財産所有関係が整理され親子関係が形成された。しかし、構成企業が企業法人として「転換条例」などに定められた経営自主権を維持できるのか、そして法人財産権を独自に行使できるのか、持株会社が再び計画経済体制下の行政主管部門の役を演じるのか、いろいろの問題がますます関心を集めている。³⁸⁾

持株会社の構成企業に対する管理方式については、第三章第二節において述べたように、持株会社は保有する持分に基づいて構成企業の人事任命、経営管理などに影響を及ぼして他の構成企業を支配したり、経営に参加したり

する。

企業集団では親子会社がそれぞれ法人格を有し、法人財産権を有する。一方、持株会社は企業集団の運営に必要な権限を統一して行使することが必要となる。そこで「申し入れ」は企業集団の主体企業に国際取引に関する輸出入権等の権限を与えていた。しかし、構成企業の立場から見れば、以前にあった自主権が、持株会社の傘下に入れられたため、取り上げられてしまうことになる。したがって、国有资产授権経営が行われた後、構成企業が有する經營自主権、または法人財産権がどのように保障されるかが重要な点となってきた。

実務では、親子会社間で契約を締結して構成企業の經營自主権の保障が図られている。たとえば、上海電気公司は契約により一〇〇%の子会社の經營自主権を決めていた。一〇〇%の子会社は、一〇〇〇萬元以下の投資項目を決定し、副経理以下の管理職を任命し、独自に単一の設備や他の設備に関する輸出入の取引を行い、器械設備の売却、管理機構の設置といった権限を持っている。

子会社の經營自主権の維持はまた持株会社の法的性質にもつながっている。持株会社は主管部門や業種总公司から変更されたものが多いだけに、真に行政管理部門から企業法人へ変身できるかが焦点となつていて、持株会社が眞の企業法人であるか、それとも企業法人および行政機関の二重性格を持つかは、子会社にとつてかなり重要であろう。その詳細な内容は次章において議論することにする。

第五章 評価

これまで述べてきたように、中国では経済体制改革をはじめ、国有资产管理体制の再構築、市場主体の育成および

国有企业集團化等の要請に応じて、国有企业集團および国有資産授權經營が試行された。これらの試行は“三層構想”的もとに行われてきた。これらの一連措置は、中国の企業制度改革にどのような影響を及ぼしているのか、とりわけ国有企业を独立した市場主体に育成するうえでどのような役割を果たしているのか、そして現存の政治経済体制下でおどのように問題点を残しているのかが注目されつつある。そこで、中国ではこれらの諸問題をめぐつて、幅広い議論が展開されている。この章では、中国の企業制度改革に着目して、国有企业の企業集團および国有資産授權經營がもたらした効果および、それが残している問題点を取り上げて考察したい。

一 国有資産授權經營がもたらした効果について

国有企业の企業集團および国有資産授權經營は、現存の国有資產管理体制の弊害を克服し、市場経済化に適した形で国有資產を經營し、国有資產の価値の保持・増殖を行いうえで重要な意義をもつ。それはまた企業制度改革を推進し、とりわけ国有企业を独立した市場主体に育成するうえで大きな意味を持つている。

(一) 末端の国有企业の管理の仕組みを変えた。

国有資産授權經營が行われた後、国有企业の管理の仕組みは大きく変わった。“三層構想”では、国有資産授權經營によって、持株会社は下層部にある末端の国有企业の持分を保有することになった。これは、これまで多くの行政部門が末端の国有企业の經營管理に直接にかかわったことを完全に変えた。すなわち持株会社は、それが保有する持分に基づいてのみ構成企業の經營機関の設置および經營者の人事任命などに影響を及ぼし、あるいは經營に

説
論
参加する。

国有資産管理部門は、国有資産経営について持株会社を管理監督できるが、持株会社を超えてその構成企業の經營活動に直接に干渉することはできない。

この意味において持株会社は、国有資産管理部門と末端の国有企业との間に設置された“隔離層”⁽³⁹⁾のような役割を果たし、国有資産管理部門が末端の国有企业を直接に干渉することを防ぐことができる。
さらに、本稿第四章第一節において述べたように、現行の行政通達では、持株会社は行政機関ではなく、国有資産を経営し、生産事業を行う企業法人である。したがって、末端の国有企业から見れば、国有資産の管理の仕組みはこれまでの政府が国有企业を直接に管理するという仕組みから“企業が企業を管理する”という方式へと変わってきた。⁽⁴⁰⁾

(二) 持株会社につき法人財産権が承認された。

前述のように、持株会社は法人格をもつ経済実体であり、国の単独出資から国有企业の性質をもつていているので、「監督管理条例」が適用され、法人財産権を有する。これによって、持株会社は“法により国家から経営管理を委ねられた財産を独自支配する”(二七条)。

国有資産授権経営に関しては、持株会社と国有資産管理部門とは委任代理関係⁽⁴¹⁾にある。しかも持株会社に出資者による意思決定機関が設置されないため、持株会社の董事会は経営機関として日常の業務執行に当たって権限を行使する際に国有資産管理部門から一定の制限を課される。その詳細は持株会社と国有資産管理部門との間で締結された契約書によつて決められる。

このように、持株会社の権限行使には一定の制限が課されているには違いないが、法人財産権が認められたことは、少なくとも「民法通則」、「企業法」に見られた、法人格を有しながら法人財産権を認めないという内容に比較すれば、大きな前進であるといえよう。

ところで、所有者の権利を行使して国有資産を經營する点から見れば、持株会社は生産を営む通常の国有企业と比較して、さらに一層大きな権限が授与されている。

まず、持株会社は資産処置権を有する。すなわち授権範囲の国有資産に関して、資産売却などの重大資産処分権を有する。たとえば、上海紡績機械持株会社は、構成企業の資産を再構築し、資産売却、合併などにより一二億元に及んだ国有資産を再構築して三三社を一三社にした。⁽⁴²⁾ 上海電気公司は、投資決定権として一件あたり三〇〇〇万元までの権限が与えられている。その金額を超えると、国家の担当行政部門の認可を受ける。⁽⁴³⁾

次に、企業集団の試行が承認された場合には、持株会社は一九八七年一二月公布の「若干意見」、「申し入れ」に定められた企業集団としての権利を有する。⁽⁴⁴⁾ 主として国家計画の単独扱い、財務公司の設立、設備投資の立件および審査・認可などの権利がこれにあたる。

（三）末端の国有企业の財産所有関係を明確にさせた。

国有资产授權經營を通して持株会社は国有资产管理部门から一定数の国有企业における国有资产の持分を授与された。これによつて、持株会社とこれらの構成企業間で持分所有による支配從属関係が形成され、持株会社はこれらの企業の国有资产の持分を所有することになった。両者間の財産所有関係は明確になつた。⁽⁴⁵⁾

企業制度改革において、このように末端の国有企业の持分の所有者を確定したことは、国有企业を株式会社へ組

組織変更させるための道を開いた。

現存の国有資産管理体制では多くの行政部門が企業経営管理にかかわっているので、国有企业が株式会社へ組織変更される際にどの行政部門が株式会社の国有持分を保有するかが不明瞭であることが、国有企业の株式会社へ組織変更を進める上で障害となつていて、したがつて、国有資産授權経営によつて、株式会社が末端の国有企业の持分の所有者になることは、国有企业を株式会社へ組織変更させるために道を開くものであるといえよう。たとえば、一〇〇社試行企業のうち国有独資会社に組織変更された三九社が、多くの所属の国有企业を有限会社または株式会社に組織変更させ、これらの会社の持分の所有者としての権利行使している。

(四) 国有資産の経営責任制を確立した。

「三層構想」によれば、中層部では株式会社は国有資産管理部門に対し授権経営範囲内の国有資産を経営し、その価値の保持・増殖に責任を負うことになる。国有資産授權経営により株式会社と構成企業間では持分所有による支配従属関係が形成され、株式会社と構成企業間で契約を締結することによって国有資産の経営が行われる。こうして企業集団における国有資産の経営責任制が確立された。

末端の国有企业の持分の所有者を確定したことは、国有資産経営を行い、所有者の権益を守るうえで大きな意義をもつといえよう。

経営請負責任制が実施された国有企业においては、国有資産の持分の所有者が不在であるかのような状況がもたらされ、企業経営管理にかかる行政部門が多くて政策の整合性に欠けがちとなり、企業の経営者に対する監督機能が弱まつた。そのため、経営短期化など多くの問題が発生した。⁽⁴⁶⁾ 企業の経営者と従業員が結盟して国家の国有資

産の所有者としての利益を損なうといった事態もしばしば発生した。⁽⁴⁷⁾ これは内部者コントロール (insider control) の問題として指摘されている。⁽⁴⁸⁾ このような事態は国有資産の流失につながる。⁽⁴⁹⁾

近年、政府が「清産核資」、国有資産価値の確定、貸借対照表による新たな企業会計財務の構築など一連の基礎作業を行うことによって、国有資産経営管理の価値化が進展している。また「評価・認定試行弁法」、「監督管理条例」によつて、経営成績の評価、経営に対する管理監督が図られ、あるいはまた経営者が責任をもつて真に国のために国有資産を経営するよう、年俸制が導入され、国有資産の経営成績を経営者の個人収入と連動させるようになつた。国有資産の経営成績は経営者に対する賞罰の根拠となる（「評価・認定試行弁法」十五条）。

このような一連の措置が講じられつあることは評価されるべきであろう。それらによつて、国有資産経営責任制が経営請負責任制に生じた問題を克服し、国有資産の価値の保持・増殖を確保することが期待される。

二 国有資産授権経営が残している問題について

中国では現在もなお、公有制原則が維持されており、現存の上部構造の行政改革が遅れている中で、企業集団および国有資産授権経営が試行されている。それらは企業制度、国有資産管理などにどのような問題を残しているのかが関心を集めている。以下では、その問題点を取り上げて考察する。

（一）持株会社の財産所有関係がなお曖昧である。

中国の経済体制が社会主義市場経済体制へ転換されるに伴つて、企業制度改革は国有企业の法人財産権にまで承

認する段階に進んできた。ここ数年来、企業制度改革をめぐって、国有資産管理、企業制度などに関する条例や通達が多く公布されている。現段階が転換期にあり、また社会主義という側面が反映されるだけに、法的概念につき表現の曖昧なものが多く、用語の使い方もまちまちである。とりわけ持株会社の財産所有関係には、なお不明確なところが残されている。

たとえば、「監督管理条例」は、「国有企业は法人財産権を有し、法により国家から經營管理を委ねられた財産に対し、独自支配をする。政府および監督機構は直接には企業の法人財産を支配してはならない」と規定している(二七条)。この限りでは明瞭である。しかし、「監督管理条例」はまた「企業財産」という概念を用いている。「企業財産とは企業の国有資産をいう。すなわち国家がいかなる方法であれ国有企业に投入した資本金およびこれにより形成された、法律、行政法規により決められたその他の国有財産をいう」(三条)。これによれば、企業の財産は、企業が所有する財産であつて、国家はそれにつき持分をもつのみであるのか、あるいはまた企業の財産といつても実は国有资产であり、国有財産であるにすぎないのかよく分からぬ。

「国有資産」の概念については、「評価・認定試行弁法」は「この条例にいう国有資産とは、国家がいかなる方法であれ国有企业に投入した資本金およびこれにより形成された、または法に基づいて得た国家の所有者持分である。詳しくは資本金、資本公積金、利益公積金ならびに未処分利潤等を含む」と規定している(二条)。これによれば、国有企业に対する「所有者持分」が国有资产であるという当然のことが決定されているといえよう。この国有资产の概念は「企業会計準則」第三八条に定められた所有者持分の内容にほぼ一致している。

しかし、「監督管理条例」は「企業財産は全民所有に属すなわち国家所有である」と規定したうえ(五条)、「企業財産の所有権と経営権を分離する」と規定している(九条三項)。これでは国有企业に法人財産権を認めず、経

當請負責任制により企業改革を進めようとした時代と何ら変わることがないことになる。

(二) 国有資産管理部門のあり方があつて不明確である。

“三層構想”では国有資産授權經營により持株会社と末端の国有企業間で持分所有による支配從属関係が形成され、財産所有関係が確かに明らかになった。しかし、国有資産管理部門と持株会社との間では財産所有関係がなお明らかではない。すなわち国有資産管理部門は国有資産の所有権の管理職能を統一して果たす部門とはなつておらず、多くの行政部門により構成される場合が多い⁽⁵⁰⁾。これらの行政部門は国有資産授權經營において共同で授權方としての権限を行使する。

この結果、国有資産管理部門と持株会社との関係において持株会社の經營機関の権限および義務を明確にさせることは困難であり、持株会社の董事長などに対し真に国有資産の所有者である国のために責務を果たさせるようになるメカニズムはない。しかも多くの行政部門が共同で授權を行つてゐる限り、国有資産をよく管理するために必要な制度を共同して構築することは困難である。⁽⁵¹⁾

中国では国有資産の所有権の管理職能を果たす統一部門の設置についてはこれまでに多くの提案がなされている。一つの方法としては、現存の管理体制に手をふれず、国有資産の管理職能を分有していいる部門により新たに国有資産管理委員会が設置されることが提案されてゐる。そのための常設機構として、国有資産管理弁公室を設置する。なお国有資産管理弁公室は、現在の国家国有資産管理局を財政部に従属する関係から独立させることによつて設置できること提案されている。⁽⁵²⁾

これに対し、既存の行政機関が国有資産の所有者の代表になる場合多くの弊害が生じかねないので、立法機関で

ある全国人民代表大会の下に新たに公有資本経営委員会を設置する提案もなされている。⁽⁵³⁾

確かに、どのような国有資産管理体制を再構築するかは、国有資産の所有権の管理職能を適切に行使し、持株会社の経営機関の権限濫用を防止し、国有資産の所有者としての権利を保障するために重要である。しかし、国有資産管理体制の再構築は、関係部門の既得利益の調整につながっているために、難航することは想像に難くない。その困難さはすでに一〇〇社の企業試行により立証されている。

中国では、一九九四年一一月に“現代企業制度を確立するための全国試行工作会議”が開かれ、政府は一九九五年から一〇〇社の国有企业を対象に会社制度導入の試行を行うことを決めた。これに伴い、それに応じるために、一九九五年上半期までに試行に関する「試行案」および関連の十二の行政通達を公布する予定が立てられた。しかし現在、僅かの通達のみが公布され、「試行案」も公布できなかつた。国有資産の経営管理に関する行政部門間の調整がうまく行かなかつたためである。とりわけ試行企業の国有資産投資主体、董事会および監査役会の人事任命、国有資産経営収益の分配などが、各関係部門の既得権に直結しているからである。⁽⁵⁴⁾

(三) 末端の国有企業の経営自主権が取り上げられる恐れがある。

企業制度改革の目的の一つは、国有企业に法人財産権を認めたうえ、それを市場主体に育成することにある。

国有資産授権経営を通じて、持株会社は所有する持分に基づいて構成企業を支配したり、関連会社に経営参加したりするようになつた。一方、現行法上は持株会社と構成企業はそれぞれ法人財産権を有する企業法人である。国有資産授権経営が行われた後、構成企業は法人財産権を独自に行使できるのか、少なくとも「転換条例」などに定められた経営自主権を維持できるのか、持株会社と構成企業との関係において権利と義務がどのように決められるの

かが注目されている。

現実には、持株会社は企業集団の主体企業や業種総公司や行政主管部門から組織変更されている。とりわけ行政主管部門から組織変更された場合には、持株会社は業種管理部門から影響を受けやすいし、人事任命も行政主管部門の共産党组织の影響を受けているため、実質的に行政機関であると思われがちである。

たとえば、上海計器電気工業管理局は、持株会社、業種管理部門および社会管理部門の三つの機構に分割された後も、政府の行政部門の再構築が遅れている中で、持株会社は他の業種管理部門および社会管理部門としばらく併存している。⁽⁵⁵⁾ それに加え、共産党的組織部門がいずれの機構の人事権も行使している。⁽⁵⁶⁾

中国では持株会社は企業法人であるかそれとも行政機関の性質を持ち合わせるのかをめぐって、なお議論が続けられている。主として次のような見解がある。

一つの見解は、持株会社は企業と政府という二重性格をもつていると主張している。⁽⁵⁷⁾ すなわち持株会社は、国有资产を直接に経営する点では企業であるが、『国家統一所有、政府分級管理、企業自主經營』という一九九三年一月の共産党中央十四期三中会「決定」による国有資産管理の原則の下では、『自主經營』の企業ではなく、政府分級管理の段階に位置付けられるはずである。そうであれば、それは政府の性格をもつことになる。したがって、持株会社は、政府と国有企业との間に『隔離層』を設けるどころか、政府と企業との距離を縮め、国有资产授権經營が行われた結果、政府と企業との関係はむしろ一層密着になつた。⁽⁵⁸⁾

もう一つの見解によれば、持株会社は行政部門の授権により設立され、しかもその運営も行政部門の指導を受けている。そのため、政府と持株会社との間の『政企分離』は実質上不可能である。それゆえに持株会社は行政機関ではなくても、少なくとも行政部門の附属物と呼んでよいであろう。持株会社は行政部門と末端の国有企业との間にお

⁽⁵⁹⁾

かれた“隔離層”的役割を果たさず、むしろ政府の行政命令を伝達する役目を果たすものである。
要するに、持株会社は企業法人のみであるのか、それとも行政機関と企業の二重性格をもつのかが問われている。これは末端の国有企業にとって少なからぬ違いをもたらすであろう。

持株会社が単に企業法人のみであるならば、持株会社と子会社との関係は単に親子関係にあるのみである。しかし、持株会社が行政機関と企業の二重性格をもつとすれば、国有企业を市場主体に育成するという目的から考察すれば、それは重大な問題になりかねない。

中国の計画経済体制では国有企业の経営管理にかかわった行政部門はよく国有企业の“姑”と例えられている。また行政主管部門は、国有企业授権經營により持株会社に組織変更され、末端の国有企业の国有资产の持分の所有者になつた。国有企业の持分を保有する立場から、それはまた“ボス”と例えられている。

持株会社が“ボス”＋“姑”という二重性格をもつているとすれば、末端の国有企业は重大な影響を受ける。企業改革が行われて以来、国有企业の経営自主権は少しずつ拡大されてきた。しかし、“三層構想”的下で、末端の国有企业が“姑”である持株会社の行政管轄を受けるとともに、また“ボス”である持株会社の持分保有による財産所有関係に縛られてしまふとなれば、経営自主権拡大どころか、むしろ「転換条例」などに定められた経営自主権さえ実質上取り上げられてしまいかねない。しかももとの行政主管部門からも一層厳しい管理を受けるとなつては、再び計画経済体制の“職場”的地位に立たされる恐れがある。⁽⁶⁰⁾

(四) 国有資産經營責任制の目標の達成が危ぶまれる。

前述のように、一連の基礎作業、資産經營成績の評価、および經營者に対する監督管理の強化などが図られた後、

国有資産経営責任制は行われている。それはこれまでの経営請負責任制に比較すれば、確かに大きく前進したといえる。しかし、現存の国有資産管理体制改革など多くの問題が残っているため、国有資産経営責任制は確実に国有資産の価値の保持・増殖の目標を達成できるのかという懸念の声が聞かれている。

本節の(二)において述べたように、「三層構想」では、国有資産管理部門と持株会社との財産所有関係はなお明らかではない。それに加え、持株会社は機構の一種であるため、それ自体には国有資産の価値の保持・増殖を保障するメカニズムが備わっていない。しかも国有資産経営の目標を達成できなかつた際に経営者の責任を問うための法的装置も十分に備わっていない。したがつて、持株会社は理論的には国有資産の価値の保持・増殖に責任を負うことになつてゐるが、実際にはそれはなかなか困難であろう。⁽⁶¹⁾

現在、国有資産の経営成績の評価・認定については、「評価・認定試行弁法」は詳細な規定を設けている。とはいえ、中国の経済体制が転換しつつある中で、資本市場の機能が十分に働かず、子会社の経営成績を評価する際にも、証券価格のような客観的基準にしたがつて評価できないため、親会社の子会社に対する評価に随意性または任意性がもたらされざるを得ない。⁽⁶²⁾

なお、国有資産経営における価値増殖の指標を何に求めるかは、不明確のままである。「評価・認定試行弁法」は、国有資産管理部門が国有資産経営の価値の保持・増殖の指標を審査・確定したうえ、財政部門と共同で対象企業へそれを下す(九条)とするにとどまつてゐる。経営請負責任制においては請負利潤指標の確定に主観的な判断による随意性が入り込むという問題がよく指摘されている。国有資産経営責任制においても、なお、国有資産の価値の保持・増殖という目標を達成するために、国有資産管理部門と持株会社、そして持株会社と構成企業間において、如何に客観的かつ明確的な基準に従つて国有資産経営の価値増殖の指標を確定するかが引き続き重要な課題であり続

(五) 善意の第三者の保護が十分ではない。

市場経済の発展を促進し、独立した市場主体間の取引の安全を図るためには、善意の第三者を保護する法的制度が基礎となる。しかし、現段階の制限的な法人財産権の承認と持株会社の機関設置の現状にあっては、このような側面への配慮は十分になされていない。

持株会社に株主総会が設置されないため、経営機関の設置については、主として董事会の指導の下における総経理責任制と総経理責任制が二分されている。前者においては董事長は会社の法人代表であり、対外的に会社を代表する。総経理は董事会に対し日常業務執行に当たる。後者においては総経理は会社の法人代表であり、対外的に会社を代表する。

すなわち持株会社の経営機関の設置によって、会社の法人代表者が変わつてくる。総経理という名称だけではその者が会社を代表する権限を有するか否かを判断できない。中国の場合、対外的に代表者が一人設置されるのが通常であるが、副総経理、董事などが会社を代表する権限を有する場合もありうる。したがつて、総経理、副総経理、董事などにつき善意の第三者を保護するために、表見代表の制度の整備が必要となろう。

なお、「監督管理条例」の下で持株会社は法人財産権を有し、法により国家から経営管理を委ねられた財産に対し、独自支配をする。また持株会社が資産処置等の権限行使する際に、国有資産管理部門との契約により一定の制限がかけられる。したがつて、持株会社の経営機関が権限を超えて取引した場合に、市場主体間の取引安全を図るた

めには、善意の第三者をいかに保護するかを考えなければならない。

(六)持株会社の経営機関が負う責任関係の規定が十分に整備されていない。

「三層構想」では、持株会社は直接に国有資産の価値の保持・増殖の責任を負う。制限的な法人財産権の下で一定の制限が課されているにもかかわらず、持株会社の経営機関は構成企業の資産売却などにつきかなり大きな権限を有する。

そこで、国有資産の価値の保持・増殖の目的を達成するための重要な措置として、持株会社の経営者に対し、經營決定ミスによる賠償制度を導入する提案がなされている⁶⁴⁾。すなわち重大な経営決定ミスにより会社が重大な損失を被つた場合に、董事長は主な責任を負うべく、会社の決定につき反対した董事を除き、董事も連帯責任を負うべきであり、しかも責任の重さにより、個人の収入や財産をもって経済責任を負わなければならぬ。

持株会社の董事にどのような義務および責任を負わせるかによって、国有資産経営の効果を図りうるかは、会社の機関設置、経営者の権限義務の理論構成に関する重要な問題である。董事に過重な責任を負わせることは理論的にも不適切であるし、実効性にも欠けがちである。したがつて、上記のような提案には直ちには賛同し難い。たとえ不適切な経営決定ミスにより重大な損失がもたらされようとも、董事や経理は注意義務、忠実義務に違反しない限り、賠償責任を問われるべきではない。もともと重大な会社の損失は市場リスクや経営者個人の経営能力の不足などによるところが大きい。経営者個人に経営能力があるか否かは出資者である国有資産管理部門が判断するものである。市場リスクも人事の不適切さによる損失も出資者が負わなければならない。

「実施弁法」、「申し入れ」では持株会社の董事の義務や責任に関する規定が設けられていない。「会社法」を参考に

すれば、そこでは董事や経理などの忠実義務が設けられている(五九条)。また董事や経理などが業務執行に当たつて法律、行政法規又は会社定款に違反して会社に損害をもたらした場合に、賠償責任を負うと定められている(六三条)。これが基準とされるべきであろう。したがつて、法律・定款等に違反する行為については、董事や経理は責任を問われるべきである。また、忠実義務の違反は厳しく追及されなければならない。

(七) 持株会社の定着位置についての議論が残されている。

社会主義市場経済化の進展とともに、〔会社法〕上の国家授權投資機構に相当する持株会社を設置すべきことに見解が一致するが、企業集団、業種総公司、行政主管部門および国家投資会社のうち、どこに持株会社の設置を定着させるべきかをめぐつて見解が分かれている。主として企業集団に設置すべきとする見解と、業種総公司や行政主管部門に設置すべきとする見解が対立している。

企業集団に持株会社の設置を定着させるべきと主張する見解は以下のようない由を示している。⁽⁶³⁾ ①企業集団にはすでに市場経済運営に適した管理機関ができており、主体企業も相当の管理経験を蓄積してきた。しかも主体企業は構成企業との間で持分保有による親子関係を形成し、それを通じて国有資産を經營し、その価値を保持・増殖する能力を有する。②企業集団は資本、製品、技術、経営管理および人材等の面において優越しており、資産の再構築に必要な能力ももつてている。③多くの企業集団は国家計画の単独扱いを受けているので、計画経済体制下の縦割および横割の影響を受けず、マクロ的な市場調節に適するようになつてきてている。④条件の整つた主体企業が持株会社になると、その構成企業が市場競争に参入するのに有利である。

行政主管部門に持株会社を定着させるべきと主張する見解は以下の理由を示している。⁽⁶⁴⁾ ①持株会社は国有資産の

価値の増殖と国の産業政策の実施という二つの役割を果たす特殊な資本経営実体である。②行政主管部門を持株会社に変更させることは政府の社会・経済の管理職能と国有資産の所有権の管理職能の分離に適合し、新たな業種管理体制の確立に有利である。

さらにこの見解は次の理由を示して企業集団に持株会社を定着すべきとする見解に反論を加えている。①企業集団の試行の目的は規模経営の拡大にあり、多元的な経営により経営リスクを回避することではない。②国有資産の価値の増殖と国の産業政策の実施という二重の役割を果たす主体は、生産経営に従事している経済主体ではなく、もっぱら国有資産の資本経営を行う持株会社にほかならない。

持株会社は本質的に今まで生産経営と行政管理の職能を果たしてきた行政公司とは異なる。持株会社への変更過程において、持株会社がしばらく行政管理職能を果たし続いていることは、行政改革の過程において生じた一時的な問題にすぎなく、行政機関の調整が付くにともなつて解決されるであろう。⁽⁵⁷⁾

ほかに、持株会社を企業集団に設置する方式を容認しながらも、現段階においては行政主管部門に持株会社を定着すべきという見解もある。行政主管部門は計画経済体制の產物であつて、経済体制が市場経済へ転換すると、その存在空間はなくなる。行政主管部門が経済体制転換の抵抗物にならないようにするためには、それを持株会社へ転換させることが最もよい方策であるという。⁽⁵⁸⁾

中国の経済体制改革は試行という方式がとられ、漸進的に進められている。これに即して考えれば、国有資産授權經營は特に一ヶ所に定着する必要はない。企業集団、業種総公司、行政主管部門のいずれにおいても可能な限り推進するのが望ましいと考える。

なお、経済体制が経済市場化へ移行するにともなつて行政主管部門の影響力が弱まりつつあるとはいえ、まだ相

当の影響力をもつてゐる。したがつて、現状を踏まえれば、行政主管部門の役割転換を配慮して国有資産授權經營を行ふことに賛同できるが、企業制度改革、市場經濟の發展を促進する觀点から、持株会社の政企分離、構成企業の經營自主権の維持、そして国有資産の価値の保持・増殖に有利であることに十分の配慮をすることが持株会社の位置づけを考える際の原則となろう。

終わりに

“三層構想”の国有資産管理体制と国有資産授權經營は、中国の經濟体制が社会主義市場經濟へ轉換されつつある中で打ち出された新たな改革措置である。国有資産經營は国有資産の商品化および価値化が確立されたのにともなつて、国有資産の価値の保持・増殖に着目して打ち出された改革措置である。これらの一連改革措置は、現段階の国有企业制度をはじめ、国有資産管理、国有企业集團などの改革に対し相当に大きな影響を及ぼしてきた。第五章において述べたように、中国では現在これらの一連改革措置に対し賛否の意見が対立している。

これらの改革措置は、なお多くの問題を残しているとはいゝ、中国の企業制度の改革の道のりを顧みた時、これまでの經營請負責任制に比較すれば、確かに大きな一步を踏み出したといえよう。とりわけ中国の現段階の經濟体制改革に即していえば、制限的であれ法人財產權を承認したことは、国有企业を市場主体に育成するうえで大きな意味をもつ。

これらの一連改革措置から、企業制度改革に対し政府の次のような思惑が伺われる。第一に、社会主義市場經濟体制確立の要請に応じ、国有企业を市場主体に育成するために、法人財產權まで認めると同時に、董事会の人事任

命権を通して、あるいはまた外部から監査役会を派遣することによって経営者に対する監督を強化する。

第二に、国有資産經營に関して、「清産核資」、国有資産価値の確定、会計制度改革による貸借対照表等の導入などの一連の基礎作業を通じて、国有資産の經營管理を価値化することを可能にする。また国有資産の經營成績を経営者の個人収入と連動させる。それによって、国有資産の価値の保持・増殖を図ろうとする。

第三に、国有資産授権經營を通じて、国有企业の管理の仕組みを改める。従来は經營請負責任制に見られるように、政府と各々の国有企业との間において「一对一」の関係で調整を図ってきたが、政府は数多くの企業を相手に十分に管理監督しきれなかつた。国有資産授権經營を通じて、「政府対持株会社」という形にすれば、比較的の管理監督しやすくなる。

第四に、そしてこの点が最も重要なのであろうし、以上の改革措置にもかかわるのであるが、現段階においては、国有経済セクターにおいては国有企业の国の単独出資という財産所有権の改革に手をふれない。政府の思惑は、それを前提に法人財産権を承認することによって、經營マニユアルを改善することに重点が置かれている。⁽⁷⁾

企業財産権の改革にまで踏み込むか否かは、企業制度改革において長期にわたつて議論されてきた焦点ともいいうべき問題である。実質的にはそれは、国有企业の出資者を多元化させるか否かという問題である。企業財産権の改革にまで踏み込むべきであるとの主張は近時多く見られる。単独出資としての国の行政部門や機構による企業制度の弊害が生じることを指摘したうえ、現代企業制度は個人所有制を基礎に確立すべきと主張している見解もあれば、中国の企業制度改革は最初から間違えて所有権と經營権との分離という方式を選択してきたと指摘し、企業財産所有権から着手し直すべきと主張する見解もある。⁽⁸⁾

長期的に見れば、企業制度改革は国有企业の多元化に向かつて進むべきであろう。しかし、中国の経済

体制改革の全体が漸進的に進められてきている以上、企業制度改革もまたその一環として経済体制改革に歩調を合わせて進めるほかない。しかも現段階においては中国の国有企业は経済組織であるに止まらない。未だ社会組織を構成する“単位”として社会的、且つ政治的な役割も果たしている。社会保障体制がまだ確立されていないため、国有企业改革は従業員の失業、社会の安定などにつながる。⁽⁷³⁾ 一〇〇社国有企业の試行結果も、現段階においては、国有企业の財産権改革の難しさを示している。したがって、上記の一連改革措置は、中国の現実に即したやむを得ない選択である。もっとも国有企业の株式会社または有限会社への組織変更は難しい問題に直面しているものの、なお可能な限りの試行が続けられているし、現実には、条件の整ったところから出資者の多元化も図られるべきであろう。

現段階において最も急がれるべきでは、国有資産の価値の保持・増殖の目標を確実に達成し、持株会社や末端の国有企业の経営機関の権限濫用から国有資産の権益を守るために、持株会社の経営機関の人事権、監査役の派遣、価値化に基づいた国有資産の経営成績の評価などの権限を統一して行使する国有資産管理部門の設置であると考える。国有資産の所有権の管理職能が多くの行政部門により分有される状態では、法人財産権の承認にともない、国有資産の所有者の権益を確実に保護できるかという懸念が生まれるからである。⁽⁷⁴⁾ しかもそのような分有状態のままでは国有企业の財産所有権の改革も阻止されかねない。このような状況はすでに一〇〇社の国有企业試行の結果にも見られる。

社会組織としての企業“単位”は中国社会主义の本質的な部分を構成しており、それは資本主義的経済組織の本質である宮利とは鋭く対するものである。企業制度改革の進展により、国有企业はそれまでの政治・社会および社会の複合的な組織から経済組織に純化することを強制された。⁽⁷⁵⁾ それには大きな進展が見られていないにもかかわらず

ず、企業改革は国の単独出資という財産所有形態を維持するもとに企業の法人財産権の承認まで着実に進んできた。

改革が行われて以来十数年を経た後、中国の経済改革はついに上部構造の改革にまで迫ってきた。

企業制度改革を一層推進するという見地から、国有資産管理体制の一層の進展が求められている。またそれと密接に関連する档案制度⁽⁴⁾、幹部管理制度などの政治社会体制の改革が迫られている。それらに及ばない限り、企業制度を含んだ社会主義市場経済を確立することは困難であり続けよう。⁽⁵⁾

注

- (1) 謝次昌「財産権運営機構の規範を急ぐ」倪吉祥編『国有資産財産権運営機構の理論および実践』における「序」(経済科学出版社一九九五年八月)二三〇頁参照。
- (2) 本稿(「法政論集」名古屋大学一九九六年一〇月)一六六号二三四頁参照。
- (3) 中国華通物産集団公司の設立に関する認可書類による。李有榮『中国現代企業集団』(中国商業出版社一九九四年五月)四一八頁参照。
- (4) 肖金成・蓑景州「国有資産經營会社の設立に関する若干思考」経済研究一九九六年四月号二八頁参照。
- (5) 謝次昌・前掲注(1)六頁参照。
- (6) 劉儀舜「改革中発展した国有企业新組織・国有資産經營会社」国有資産管理一九九六年九月号一一頁参照。なお劉氏は全国人民代表大会財政經濟委員会の「国有資産法」起草グループの組長を務めており、インタビューを受けた時に起草中の「国有資産法」(草案)の内容について詳細に紹介した。
- (7) 劉儀舜・前掲注(6)一一一二頁参照。
- (8) 錢津「我が国の国有株会社の設立および発展について」経済研究一九九六年六月号四一頁参照。

「会社法」上の国有独資会社は、國務院が指定した特殊製品を製造する会社又は特殊業種に属する会社に限られている(六四条二項)。

(9) 錢津・前掲注(8)四三頁参照。

(10) 張新文王編『株式会社設立および海外上場手引き』(経済管理出版社一九九五年六月)六〇一頁以下参照。

(11) 謝次昌・前掲注(1)一一頁参照。

(12) 柳經緯「国有独資会社に関する」法学研究第一八卷第五号(總第一〇六号)一二六頁参照。

(13) 謝玲麗・黄躍民ほか編『上海発展研究——国有資産管理論』(上海遠東出版社一九九五年一二月)八七頁参照。

(14) 上海電気公司に関する内容、董事長、総經理、監査役などの権限について、倪吉祥・前掲注(1)八五頁以下参照。

(15) 周小萌「自由な社会の必要条件としての市場経済——中国における公的職場組織「単位」」鬼塚雄丞ほか編『自由な社会の条件』(新世社一九九六年七月)一一〇頁参照。それによれば、単位は生産手段の国家所有と集團所有の形をとるすべての職場組織であると定義されている。

(16) 同上。

(17) 謝玲麗・黄躍民ほか編『上海発展研究——現代企業制度論』(上海遠東出版社一九九四年一二月)四六頁参照。

(18) 倪吉祥・前掲注(1)九一頁以下参照。

(19) 陳穎源「企業改革・法人・財産所有権」経済研究一九九四年三月号四頁参照。

(20) 本稿(一)・前掲注(2)二二一頁以下参照。

(21) 一九八八年公布の「經營請負責任制暫定試行条例」によれば、企業は請負人として所得税と調節税を含む上納利潤を注文者に對し上納する(八条一〇条)。調節税は個々の企業の利潤格差に対する一種の差額地代であり、その税率は企業と政府との請負交渉によって事後に決まり、本来的に規範性に欠けている。詳細は川井伸二『中国企業改革の研究——国家・企業・従業員

の関係』(中央経済社一九九六年三月)一一〇頁参照。

(23) 利税分流は国有企業の利潤分配方式の一種である。經營請負責任制に比較すれば、企業が、所得税を支払った後の利潤についてのみ政府に対して上納金額を請け負う方式である。詳細は川井伸一・前掲注(22)一〇七頁以下、巫克飛『国有資産管理と国家財政との関連および関係した体制改革』廈門大学学報(哲学社会版)一九九一年一号八二頁以下参照。なお一九九一年一月一日より施行した「試行企業集団における財務問題に関する暫定規定」(財政部公布)は企業集団において“利税分流”を実行すべきと規定している(四項)。

(24) 國務院が通達した「資産調査持分確定總体實施案」國家國有資產管理局政策法規司編『國有資產財產權管理法規匯編』一九八八年一〇月(一九九四年四月)(經濟科学出版社一九九四年六月二五〇頁参照)。

(25) 王明珠＝蔣揚英主編『新財務制度補充規定——操作案内』(經濟管理出版社一九九六年一月)一三八頁以下参照。

(26) 謝次昌・前掲注(1)一二頁参照。

(27) 謝次昌・前掲注(1)一三頁に指摘されているが、それらを主張している学者の名前が上げられていない。

(28) 胡靜林・前掲注(1)二〇七頁参照。

(29) 謝次昌・前掲注(1)一三頁参照。

(30) 周放生『非市場方式による親子会社の財産所有関係を構築する方法』改革一九九五年六月号七三頁参照。

(31) 「監督管理条例」は法人財産権を認めながら、国有資産の所有権と經營権を分離するのが原則であると規定している。ここにいう国有資産は、“清産核資”後、貸借対照表上で国が保有する持分のことである。詳しくは第五章二(一)参照。

(32) 周放生・前掲注(30)七三頁参照。

(33) 胡靜林・前掲注(1)二〇七頁参照。

(34) 胡靜林・前掲注(1)二〇九頁参照。

- (35) 謝玲麗＝黃躍民・前掲注(14)八七頁参照。
- (36) 謝玲麗＝黃躍民・同前、謝次昌・前掲注(1)一頁参照。
- (37) 貨幣時間価値とは、時間の推移とともになつて変化する貨幣価値をさす。なお、郭振乾＝白文慶ほか編『金融大辞典』(四川人民出版社一九九二年九月)六〇九頁参照。
- (38) 謝玲麗＝黃躍民・前掲注(18)一二二頁参照。
- (39) 倪吉祥・前掲注(1)九頁参照。
- (40) 同前・三九頁参照。
- (41) 王曉暉＝王銳「国有資産管理および運営の新体制を建てる」改革一九九六年三月号八四頁、謝玲麗＝黃躍民・前掲注(14)八七頁参照。
- (42) 倪吉祥・前掲注(1)三六頁参照。
- (43) 同前・九二頁参照。
- (44) 本稿(一)・前掲注(2)二三三〇頁参照。
- (45) 王曉暉＝王銳・前掲注(41)八二頁参照。
- (46) 倪吉祥・前掲注(1)五頁によれば、それは現存の国有資産管理体制の弊害として取り上げられている。
- (47) 錢穎一「中国の会社経営機関改革および融資改革」青木昌彦＝錢穎一『転換経済における会社経営機関——内部者コントロールおよび銀行の役割』(中国经济出版社一九九五年四月)一二六頁によれば、企業の利潤分配が行われる際に企業の生産準備金の積み立てよりも従業員の収入分配を優先して国家の利益を損なう。經營者が当期の請負の利潤目標を達成するために、また従業員の福祉を改善するために、企業の原価償却費用を流用したり、必要以上に銀行から貸し付けを受けたりする。
- (48) 青木昌彦「内部者コントロールに対するコントロール・転換経済における会社機関に関する若干問題」青木昌彦＝錢穎一・前

掲注(47)一七頁以下参照。なお、内部者(経営者および従業員)コントロールは、七〇～八〇年代の東ヨーロッパの計画経済体制からの転換過程において中央政府の計画部門の機能が低下しつつある中で、計画等の諸権限を国有企業に手放した。それによつて、企業の経営者または従業員が企業内部において権威の地盤を築き上げ、とりわけ経営者の企業に対する権利が膨らんだといふ現象をいう。これはまた計画経済制度の遺産であるとも指摘されている。

中国に内部者コントロールが存在することは、一九九四年八月に北京で開かれた「中国経済体制における次なる改革」という国際シンポジウムにおいて青木昌彦教授によつて提起された。

(49) 玲麗＝黄躍民・前掲注(14)一八頁参照。そこで国有資産流失ルートが五つほど上げられている。経営請負責任制において経営が短期化し、企業の原価償却費用が流用され、企業の利潤分配が行われる際に企業の生産準備金の積み立てよりも従業員の収入分配が優先されるることはその一つとして上げられている。

(50) 同前・四一頁によれば、上海市国有資産管理委員会は、政府の社会・経済の管理職能および国有資産の管理職能を果たす行政部門により構成され、市政府が管轄している国有資産の所有者の代表として、「会社法」、「監督管理条例」にしたがつて各々の持株会社へ監査役会を派遣するなどの権限をもつていて。

吳敬璉「現代会社と企業改革」(天津人民出版社一九九四年一二月)二九一頁参照。

王晓暉＝王銳・前掲注(4)八二～八四頁参照。

(51) 吳敬璉「前掲注(5)二六九頁、林秀芹「会社法」実施中の問題と対策」廈門大学学報(哲学社会学版)一九九六年一号七二頁、肖金成＝袁景州・前掲注(4)三三頁、馬駿「世界の株式制経験および中国への示唆」経済研究一九九四年四月号六四頁参照。

(52) 張春霖「一〇〇社試行企業より国有企業改革を見る」改革一九九六年五月号一七頁参照。

倪吉祥・前掲注(1)一〇五頁参照。

玲麗＝黄躍民・前掲注(14)八〇頁参照。

- (57) 顧乃忠「国有資産運営機構を組織するという発想に対する質疑」中国経済問題一九九六年五月号七頁参照。
- (58) 周昭「国有企业改革における所有者持分の構造について」経済研究一九九五年一月号二三三頁。
同前・九頁参照。
- (59) (60) 銀温泉「持株会社の設立経緯および国有企业改革における役割」改革一九九六年二月号五三頁、周叔蓮、陳佳貴「市場経済と現代企業制度」経済管理出版社一九九四年二月)一六六頁参照。
- (61) 顧乃忠・前掲注(57)七八頁参照。
- (62) 青木昌彦「転換経済における会社経営機関」青木昌彦・錢穎一・前掲注(47)における「序」VII頁参照。
- (63) 謝百三「現在中国の若干経済政策および理論(一九九一年版)」(中国人民大学出版社一九九二年七月)三三六頁、銀温泉「国有企业改革に関する二種の基本的な考え方に対する理論検討」経済研究一九九三年九月号一五頁参照。
- (64) 王曉暉・王銳・前掲注(41)八五頁参照。
- (65) 邵寧・臧躍如・銀温泉「大型企業集團・授権投資機構の生長点」経済日報一九九六年一月二日。馬躍ほか「授権投資機構を企業集團に定着させよう」経済日報一九九六年三月一三日。倪吉祥・前掲注(1)一六七頁参照。
- (66) 韓小明「業種管理部門の業種持株会社への転換について」経済研究一九九六年六月号四七頁参照。
- (67) 同前・五一頁参照。
- (68) 同前・四九頁参照。
- (69) 錢津・前掲注(8)四一頁以下参照。
- (70) 袁木「国有企业改革の若干意見に関して」求是一九九六年第一号一六頁参照。
- (71) 周昭・前掲注(59)三二頁、繆建仁・呂鈞華「国有大中型企業の進路について」経済研究一九九四年二月号四一頁参照。
- (72) 吳敬璉「路径依頼(path dependence)と中国改革」北京大学中国经济研究中心編「経済学と中国経済改革」(上海人民出版社)

一九九五年九月)一五頁。

(73) 劉世錦「中國國有企業の性質および改革論理」*経済研究*一九九五年四月号三〇頁によれば、國有企業は“社會地域の単位”であると見られている。張其仔「企業の機能転換と株式化」*経済研究*一九九四年四月号五七頁によれば、中國の企業は経済機能のほか、政治的機能および社会的機能をもつという。

(74) 張春霖・前掲注(54)一八頁によれば、多くの國有企業が國有独資会社に変更されたことは現存國有資産管理体制の改革が遅れているからであると指摘されている。なお、劉茂才・周殿昆「國有独資、授權經營」現象に対する反省および改善提案」*経済研究*一九九六年一一月号一二二頁によれば、國有独資会社への変更は、企業にとってメリットが多い。すなわち会社の定款を作成し、経営機関を設置すれば、國有資産管理部門から末端の國有企業に対する“出資者としての権利”を行使できるようになる。そのうえ、株式会社の場合のように、出資者である株主から多額の利益配当を期待されることがない。

(75) 黄速建「現代企業制度確立中の若干問題」*経済研究*一九九四年一〇月号五一頁参照。

(76) 名古屋大学中国企業法研究会において安田信之教授「アジア型」企業としての中国企業論の試み」の報告にご教示いただいただいた。

(77) 名古屋大学法学部・同「アジア・太平洋地域研究プログラム」主催(一九九六年九月)の“一九九〇年代における民主化の諸相”国際シンポジウムにおける浜田道代教授「改革開放の進展と企業・金融制度」の報告による。

(78) 同前。